

愛知県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
2710010	二川	フタガワ	1	豊橋市	豊橋市	愛知外海		◎			S28.3.25				
2710020	高豊	タカトヨ	1	豊橋市	豊橋市	愛知外海		◎			S28.3.25	S35.2.25			
2710025	伊川津	イカヅ	1	田原市	田原市	渥美		◎			S62.3.25				
2710050	姫島	ヒメジマ	1	田原市	田原市	渥美		◎	○		S29.7.12	S49.3.30			
2710060	宇津江	ウヅエ	1	田原市	田原市	渥美		◎			S28.3.25				
2710068	御馬	オンマ	1	豊川市	豊川市	—		◎	○		S28.12.28				
2710080	宮崎	ミヤサキ	1	西尾市	西尾市	西三河		◎			S28.3.25	H7.10.23			
2710090	衣崎	イモザキ	1	西尾市	西尾市	衣崎	2	○			S28.6.27				
2710095	味沢	アジサワ	1	西尾市	西尾市	西三河		○	○		S48.3.27				
2710100	寺津	テラヅ	1	西尾市	西尾市	西三河		◎	○		S28.6.27				
2710110	蜷川	シヅミガワ	1	碧南市	碧南市	大浜			○		S28.6.27				
2710120	河和	カウワ	1	知多郡美浜町	美浜町	美浜町		◎			S28.3.25				
2710130	上野間	カミノマ	1	知多郡美浜町	美浜町	野間		○			S28.6.27				
2710135	小鈴谷	コスガヤ	1	常滑市	常滑市	小鈴谷	2	◎			S46.5.24				
2710140	豊丘	トヨオカ	1	知多郡南知多町	南知多町	大井		◎			S28.3.25				
2710145	山海	ヤマミ	1	知多郡南知多町	南知多町	豊浜		○			S56.7.10				
2710150	大野	オオノ	1	常滑市	常滑市	鬼崎		◎			S29.7.12				
2720010	福江	フクエ	2	田原市	愛知県	中小山		○	○		S27.7.29	S45.5.29			
2720030	知柄	チガラ	2	蒲郡市	愛知県	蒲郡		◎			S26.7.28				
2720040	西幡豆	ニシハス	2	西尾市	愛知県	幡豆	2	◎			S29.7.12	S45.1.12			
2720050	佐久島	サクシマ	2	西尾市(佐久島)	西尾市	西三河		◎			S28.12.28	S49.3.1	離島		
2720060	一色	イツキ	2	西尾市	愛知県	西三河		○	○		S27.7.29	S44.9.6			
2720070	栄生	エイセイ	2	西尾市	西尾市	西三河		○	○		S26.7.28	H6.8.16			
2720080	大浜	オオハマ	2	碧南市	愛知県	大浜		◎	○		S30.10.21	S41.3.31			
2720090	大井	オオイ	2	知多郡南知多町	南知多町	大井		◎	○		S26.7.28	S62.6.25			
2720100	日間賀	ヒマカ	2	知多郡南知多町 (日間賀島)	南知多町	日間賀島		◎			S26.7.28	S49.3.1	離島		
2720110	篠島	シノジマ	2	知多郡南知多町 (篠島)	愛知県	篠島		◎	○		S27.10.6	H29.5.2	離島		
2720120	師崎	モロサキ	2	知多郡南知多町	愛知県	師崎		◎	○		S29.7.12	S61.12.1			
2720130	苅屋	カリヤ	2	常滑市	常滑市	常滑		◎			S29.7.12				
2720140	鬼崎	オニサキ	2	常滑市	常滑市	鬼崎		◎			S26.7.28				
2730010	三谷	ミヤ	3	蒲郡市	愛知県	三谷		◎	○		S26.7.28	H6.8.16			
2730020	形原	カタハラ	3	蒲郡市	愛知県	蒲郡		○	○		S26.7.28	S51.3.12			
2730030	豊浜	トヨハマ	3	知多郡南知多町	愛知県	豊浜		◎	○		S26.7.28	S38.10.16			
2740010	赤羽根	アカハネ	4	田原市	愛知県	愛知外海		◎			S26.7.28	S40.3.31			

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。